

社会福祉法人真善会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人真善会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事を言う。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週30時間以上勤務する者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。なお、この法人では職員以外の常勤理事が業務執行理事に選任された場合は、専務理事という。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

2 定款第6条に定める評議員選任・解任委員及び苦情解決要綱第4条に定める第三者委員については、前項の役員に準じて取り扱うものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|------------|----|
| (1) 常勤理事 | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

2 この法人の常勤理事の報酬等は、別表2に定める額とする。

3 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張する旅費（宿泊費を含む）を、旅費規定に準じて出張費として支給することができる。

（支給方法）

第6条 常勤役員の報酬等及び費用（旅費を除く。）の支払日は給与規程に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は必要の都度支払う。

（支給の形態）

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（細則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表2（常勤理事の報酬等）

(1) 月額報酬

役職名	月額
業務執行理事（専務理事）	210,000円

(2) 退職慰労金

月額報酬 × 在任年数

※上記在任年数は1カ年単位とし、端数は月割りとし、一ヶ月未満は切り上げる。

別表3（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

	日額
理事会等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円
理事会、評議員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円